



行政書士しが

発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 井上超由／編集人 山中章由
 所在地 滋賀県行政書士会館
 〒520-0056
 大津市末広町2-1 (JR大津駅前徒歩1分)
 TEL(077)525-0360・FAX(077)528-5606
 E-mail : shigakai@gyosei-shiga.or.jp
 URL : http://www.gyosei-shiga.or.jp/

行政書士代理人欄設置の議会請願とその展望

滋賀県行政書士会 名誉会長 盛武 隆

滋賀県議会請願の採択と滋賀県の対応

昭和63年10月、滋賀会は滋賀県議会に「非行政書士排除に関する請願」を提出し採択された。滋賀県議会議長は、滋賀県知事に対し、この請願採択を通知し、対応を求めた。

滋賀県は、①行政書士の作成した書類には行政書士法に基づき、行政書士の記名と行政書士職印の押印がされているので確認すること。②許認可等申請窓口には、行政書士法の表示板を設置すること。（この表示板は滋賀県が作成し配布した。）等を内容とする総務部長通達を発出した。この通達は日行連と滋賀会の共催で毎年実施される「行政書士広報月間」に、行政機関の担当者にその都度発出され、「引き続き表示板を設置すること。」を指示している。

これ以降今日までの30余年にわたり、滋賀会は毎年この表示板の窓口の設置状況を調査し、破損等ある場合には新しい物と交換している。

さらに申請窓口担当者には、行政書士以外の者に対する行政書士法の遵守を指導するよう求めてきた。

総務部長通達の実効性

しかし、滋賀県総務部長通達による非行政書士行為の排除要請が、「行政書士法遵守を求める表示板」を横目にしながら、窓口においてはなんら注意されることなく申請書が受理されている実態について、行政の対応のあり方に関する疑義が現場の会員から発せられていた。

そこで、滋賀会は、非行政書士排除に関する窓口対応の実態調査を行うため、指名入札願いにおける経営事項審査申請書を開示請求した。入手した申請書の代理人欄や委任状には、税理士や商工会等の記名が多数あることが判明した。

滋賀会はこの調査結果を踏まえて、県議会各派に請願の実効性を要望することを通じて、総務部長通達の履行を行政に求めた。税理士会等には行政書士法の遵守に関する会員の指導を求め、非行政書士行為者には、告発等を行った。

令和元年には、滋賀県警に対して車庫証明申請書の開示請求を行った。この結果、非行政書士行為が自動車関係事業者により恒常的に行われていることが明らかになったため、関係窓口や関係団体に対して、「行政書士法遵守の励行と会員指導」を求めた。

真正性の確保と本人確認

日本行政書士政治連盟滋賀県支部と滋賀会は、毎年県議会各派のヒアリングに対して、行政書士の委員への登用、行政の役務の委託、行政の電子化への行政書士の知見の活用、非行政書士の排除に関する要望を行ってきた。この結果、防衛省、滋賀県、大津市等のさまざまな公共嘱託を受諾し、会員行政書士の各種委員への登用が実現している。

押印の廃止が生み出したもの

令和3年、政府はデジタルガバメントの推進策として、書面申請に関する「申請者の押印の廃止」を実施した。この直後から、行政に対して、補助金や交付金の申請等に第三者による「なりすまし申請」が多発し、国民や行政の被害が顕著になっていることが報道され、社会問題化した。押印の廃止は、第三者による申請書の作成、申請等を容易にするばかりでなく、行政書士法違反行為を招く結果となった。

これにより行政は申請の真正性を確保するための手続きが困難となり、新たな本人確認のための審査手続きが複雑化することとなった。

申請のデジタル化への対応

政府はIT新戦略を策定し、そのなかで電子申請手続を実現するため、これまで行政機関が個別に独自に構築していたシステムを、デジタル庁が統括し、国と地方自治体の二つのプラットフォームにとりまとめて一元化することを決めた。

行政書士の電子申請業務は、プラットフォームに一元化された行政機関へのオンライン申請の入力画面に、行政書士代理人欄や代理人としての資格認証の有無が必要不可欠となった。この認識のもとに、滋賀会は県議会に対して「行政書士の代理人欄の設置に関する請願」を行い、書類申請とオンライン申請における行政書士の立ち位置の明確化を求めた。

令和3年6月、議会から対応を求められた滋賀県は、行政書士の代理欄の設置や委任状の様式を定め、非行政書士排除の実効性を求める総務部長通達を発出した。（滋賀会HP参照）

国民の権利を擁護し、被害の防止と行政の円滑化を図ることが行政書士の使命であることを踏まえ、全国の行政書士会が請願活動を展開し、それを日行連がとりまとめて国会請願を行うことが加速している。

その先にある世界

政府や行政機関への電子申請データは他の行政データとともに集約され保存される。保存されたビッグデータは、統計化され、解析され、国民生活のさまざまな分野に利活用されつつある。

民間においても、ビジネスデータとビッグデータを融合させ、クラウドやアプリが開発され国民に提供され始めている。すなわち、資格者の専門領域のみならず、資格者間のグレーゾーン分野にも異業種参入が始まっている。このように資格者の業務は、独占・非独占にかかわらず、業務がAIに取って代わられるとの危機感を生み出している。個人的には、資格者団体の組織運営の道標は、国民に寄り添うプラットフォーマーへの路を指し示していると認識している次第である。